

川崎市保育園嘱託医（小児精神科医）非常勤嘱託員設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市立保育園に設置する保育園嘱託医（小児精神科医）非常勤嘱託員（以下「嘱託医」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2条 嘱託医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

（職務）

第3条 嘱託医は、川崎市立保育園の保育園児の健康管理に従事する。

（設置）

第4条 嘱託医は、こども未来局子育て推進部運営管理課に設置する。

（職の名称及び定数）

第5条 嘱託医の職の名称は保育園嘱託医（小児精神科医）、定数は1名とする。

（職務の原則）

第6条 嘱託医は職務を行うにあたり、特に次の各号に留意しなければならない。

- （1）園児の人格、プライバシー等を侵害するおそれのある行為をしてはならないこと。
- （2）職務上知り得た事項及び園児個人にかかわる情報を他へ漏らさないこと。又その職を退いた後も同様であること。
- （3）保育園長及び関係職員と、常時密接な連絡を保持すること。

（任用要件）

第7条 嘱託医は、次の要件に該当する者とする。

- （1）医師の資格を有する者
- （2）児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識に優れている者
- （3）心身ともに健康である者

（任用）

第8条 嘱託医は、前条の任用要件に該当する者のうち、適当と認められた者に市長が任命する。

（任用の期間）

第9条 嘱託医の任用の期間は、原則として1年以内とする。なお、任用期間内の勤務成績が良好である者は、その任用期間を4回に限り更新することができる。

2 特に、市長が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託医を再度任用することができる。

(退職)

第10条 嘱託医は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第11条 嘱託医が次の各号の一に該当するときは、市長はその職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務形態)

第12条 嘱託医の勤務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、月2回とする。
- (2) 勤務時間は、検診に必要な時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 嘱託医に対して、別表第1に掲げる勤務日数に応じた年次有給休暇を原則として1日、半日又は1時間を単位に付与することができる。1時間単位の年次休暇は、前条で定める1日の勤務時間をもって1日の年次休暇とする。ただし、4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「会計年度」という。）の途中で任用された嘱託医については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第9条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる）がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第14条 嘱託医に対して、年次有給休暇のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に特別休暇を付与することができる。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
- (2) 地震、水害、火災その他の災害による嘱託員の現住居の滅失又は損壊
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
- (4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
- (5) 選挙権その他公民としての権利の行使
- (6) 忌引

2 前項の特別休暇は、有給とする。

3 第1項の特別休暇の期間等は、正規職員の例による。

(報酬)

第15条 嘱託医には第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、78,600円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めた非常勤嘱託員の第2種報酬の取扱いについてによるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職の場合の第1種報酬)

第16条 嘱託医が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に第18条第1項に定める勤務1日当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託医が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に、第18条第1項に定める勤務1日あたりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第1項の報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、第2項の規定にかかわらず、全額支給するものとする。

(第1種報酬の減額)

第17条 嘱託医が、勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1日につき、次条第1項に定める勤務1日当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬額を支給する。

(勤務1日当たりの第1種報酬額)

第18条 嘱託医の勤務1日当たりの第1種報酬額は、第1種報酬月額に12を乗じて得た額を、52で除して得た額とする。

2 前項の場合において、第1種報酬額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(服務)

第19条 こども未来局子育て推進部運営管理課長は、嘱託医について、その勤務状況を出勤簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

2 こども未来局子育て推進部長は、嘱託医が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又は、これに堪えられない場合その他職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

(公務災害等の補償)

第20条 嘱託医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

2 嘱託医が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する報酬は支給しない。

(定めのない事項)

第21条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

一週間の 勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目 以上
1日	1日	2日	2日	2日	3日

別表第2（第13条関係）

一週間の 勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	1日	1日	—	—	—	—	—